五	［略］	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
［略］	［略］	［略］

（令第十一条の三の六の二第六項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の十六　［略］

［略］	［略］	健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
［略］	［略］	［略］

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第百五条の十八　［略］

［略］	［略］	［略］
健康保険法施行令第四十四条第六項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	［略］	次条第一項
［略］	［略］	［略］
	［略］	第四十四条第八項
	［略］	［略］

五	［同上］	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第一項各号（同令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に掲げる額
［同上］	［同上］	［同上］

（令第十一条の三の六の二第六項の財務省令で定めるところにより算定した金額）

第百五条の十六　［同上］

［同上］	［同上］	健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の二第二項の厚生労働省令で定めるところにより算定した額
［同上］	［同上］	［同上］

（介護合算算定基準額及び七十歳以上介護合算算定基準額に関する読替え）

第百五条の十八　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
健康保険法施行令第四十四条第五項において準用する同令第四十三条の三第一項及び第二項	［同上］	次条第一項
［同上］	［同上］	［同上］
	［同上］	第四十四条第七項
	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年八月一日から施行する。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令附則第三十一条第三項の規定による申請）

第二条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号。以下この条において「改正政令」という。）附則第三十一条第三項の規定による申請は、この省令による改正後の国家公務員共済組合法施行規則第百五条の四の四第一項の請求書に、改正政令第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第一項ただし書に規定する基準日（同令第十一条の三の六第十三項の規定により基準日とみなされる日を含む。）が属する月の標準報酬の月額が十六万円未満の組合員である者（同令第十一条の三の五第十一項第四号又は第十二項第四号若しくは第五号に掲げる者を除く。）に該当している旨を付記することによって行うものとする。